

令和2年第1回
土岐市教育委員会定例会会議録

土 岐 市 教 育 委 員 会

令和2年第1回土岐市教育委員会定例会会議録（要点筆記）

議 事 日 程

令和2年1月17日（金曜日）午後3時00分開議

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 令和元年第12回土岐市教育委員会定例会会議録の承認
- 日程第3 議第1号 令和元年度二宮文化賞の授与について
- 日程第4 議第2号 土岐市社会教育指導員設置規則の一部を改正する規則について
- 日程第5 議第3号 土岐市教育委員会事務専決代決規程の一部を改正する訓令について
- 日程第6 議第4号 土岐市図書館運営規則の一部を改正する規則について
- 日程第7 報第1号 令和元年度土岐市教育文化賞の授与について
- 日程第8 教育長報告

本日の出席者

教 育 長	山 田 恭 正 君
委 員	伊 藤 知 恵 子 君
委 員	加 藤 悟 君
委 員	大 野 良 子 君
委 員	大 橋 廣 君

説明のため出席した者

事務局長	丹 羽 博 英 君
教育次長兼教育研究所長	長谷川 広 和 君
教育総務課長	太 田 弘 君
生涯学習課長	籠 橋 昭 範 君
文化スポーツ課長	加 藤 真 司 君
給食センター所長	林 孝 子 君
図書館長	可 知 恭 子 君
子育て支援課長	田 中 祐 子 君
文化振興事業団事務局長	若 尾 文 臣 君

- | | |
|---------------|----|
| ・会議の傍聴人 | なし |
| ・会議に遅参した者 | なし |
| ・会議の公開、非公開の状況 | 公開 |
| ・教育長報告 | あり |

場所 文化プラザ特別会議室

会議録作成者

教育総務課長 太 田 弘 君

開会 午後3時00分

山田教育長

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第15条第2項の規定によりわたくしから、伊藤知恵子委員を指名いたします。

次に、日程第2 令和元年第12回土岐市教育委員会定例会会議録の内容について承認を求めます。

会議録の内容については、ご異議ありませんか。

委員一同

異議なし

教育長

異議なしと認めます。

次に、日程第3議第1号令和元年度二宮文化賞の授与についてを議題といたします。

本件について、事務局の説明を求めます。

太田教育総務課長

〈資料にて説明〉

教育長

これより質疑・討論を行います。

質疑・討論はございませんか。

伊藤委員

後藤さんをはじめ候補に挙がった方々は、こういった手順を踏んで推薦されるのですか。

教育総務課長

各課に推薦者を依頼し挙がってくる場合と、選考委員さんから推薦があることもございます。

教育長

各課、各選考委員から幅広い分野で推薦が挙がるよう努めております。たくさんの方が選考委員会に挙がっても審査に時間がかかりますので今回は事務局にて3名1団体を候補としました。

伊藤委員

今年選考された方は、去年も選考委員会で候補として挙がっていたのですか。

教育総務課長

去年も候補者の1人でした。

選考委員会に挙がった他の3名の内、2人が初回で1団体が2度目です。

教育長

他に質疑・討論はございませんか。

なければ質疑・討論を終結いたします。

続いて採決を行います。

日程第3議第1号令和元年度二宮文化賞の授与について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

委員一同

異議なし

教育長

ご異議がないようですので、議第1号議案については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第4議第2号土岐市社会教育指導員設置規則の一部を改正する規則について及び日程第5議第3号土岐市教育委員会事務専決代決規程の一部を改正する訓令についてですが、この議題は提案理由が同じですので一括審議をお願いします。

本件について、事務局の説明を求めます。

教育総務課長

《資料にて説明》

教育長

これより質疑・討論を行います。

質疑・討論はございませんか。

伊藤委員

会計年度任用職員制度とはどういうものですか。仕事の内容に変わりは無いようですが、働く方の地位が確保されるようになったとか、もう少し具体的に教えてください。

教育総務課長

現状、日日雇用職員、嘱託職員といったように非正規職員でも呼び方が様々でした。それを、一般職、特別職、会計年度任用職員の形に分けます。任用、任命の言葉の使用についても会計年度任用職員に応じたものとします。

大橋委員

以前、国で非正規職員にボーナスを支給するといった議論がされていましたがそのことと関係あるのですか。

教育総務課長

その通りです。

大橋委員

それが原因となって、今回の会計年度任用職員の議題となったわけですね。

教育総務課長

おっしゃる通りです。

丹羽事務局長

この制度の改正により、通勤手当の支給やボーナスの支給ができるようになるなど従前の、日日雇用職員にはなかったものが会計年度任用職員となり支給が可能となります。雇用形態についても、日日の雇用から、会計年度期間の1年間の予算が承認されることが前提となりますが年度ごとの雇用形態となるなど処遇改善を目的としたものであります。

大橋委員

非正規職員が5年間継続して雇用された場合正規職員に採用しなければならぬと聞きましたが市ではどのようなになっていますか。

教育総務課長

会計年度任用職員は2年間更新ができて、最高3年まで雇用できます。3年経過後は人事評価、本人の希望状況を確認し面接等を行い雇用を検討します。

伊藤委員

議題2号において、教育委員会の委嘱を受けという箇所が削除され、委員会が任命するが任用に改正されるとありますが、実質は教育委員会がその方を雇うことに変わりありませんか。

教育総務課長

文言の改正はありますが、教育委員会が雇用することに変わりありません。

事務局長

大橋委員のお話のとおり、民間企業では5年継続して雇用した場合雇用義務が発生します。役所の場合は、3年間会計年度任用職員が勤務した場合、所定の事務手続きを行えば再度雇用は可能です。ただ、3年間の雇用が繰り返されても退職年齢まで補償されるものではなく、単に会計年度の期間を原則とするものです。

伊藤先生の質疑については、新しい制度に合わせ文言の言い回しを改正したことでありまして従来の運用に変更があるものではありませんのでよろしく申し上げます。

伊藤委員

社会教育指導員さんの業務と人数を教えてください。

籠橋生涯学習課長

1名生涯学習課に在籍しております。

職務内容については、乳幼児学級の開催、PTA活動の支援を中心とした社会教育活動方面をサポートしていただいております。

教育長

事務職の補助業務ではなく教育行政の中で指導的役割を担った立場で活躍していただいております。

加藤委員

今回の法律改正による規則等の改正で、教育委員会に関係のあるものは社会教育指導員についてだけということですか。

事務局長

市役所全体では他にも改正する規則、要綱はございますが、教育委員会が設置した規則、要綱等の中で会計年度任用職員に関連し改正が必要な規定が今回の社会教育指導員についての規定のみであったということです。

加藤委員

今後、法律改正に伴う新たな規則等が設置されることではないということですか。

事務局長

必要であれば新しく公布することになりますが、現在のところそういったことはございません。

加藤委員

例えば、青少年育成推進員さんなどは対象になりませんか。

事務局長

青少年育成推進員は会計年度任用職員に該当しないことから改正の対象になっておりません。これまで日日雇用職員、嘱託職員として任命してきた方が対象となりますが、推進員さんは非常勤特別職としてお願いしているものであり対象外となります。

大野委員

社会教育指導員はお一人だけですか。

生涯学習課長

1名のみです。

教育長

他に質疑・討論はございませんか。

なければ質疑・討論を終結いたします。

続いて採決を行います。

日程第4議第2号土岐市社会教育指導員設置規則の一部を改正する規則について及び日程第5議第3号土岐市教育委員会事務専決代決規程の一部を改正する訓令について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

委員一同

異議なし

教育長

ご異議がないようですので、議第2号議案及び第3号議案については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第6議第4号土岐市図書館運営規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

本件について、事務局の説明を求めます。

可知図書館長

《資料にて説明》

教育長

これより質疑・討論を行います。

質疑・討論はございませんか。

伊藤委員

交付申請するとき、本人確認証は必要ですか。

図書館長

免許証、保険証等で氏名、住所、生年月日等を確認します。

伊藤委員

図書館のカードを申請するに当たり、改正すべき事案があったのか、事案は無いが社会の風潮として問題が起きる前に対処するのか、どちらでしょうか。

図書館長

市役所の全庁的な方針として改正するもので、特に図書館において事案があったわけではございません。

事務局長

県内におきましてもトランスジェンダーへの取り組みを先進的に進めている自治体もございます。

当市において市民から要請があったわけではございませんが県内自治体において取り組みが始まっていることから、業務上表示を無くしても支障のないものについては削除する方針の基、改正するものであります。

教育委員会においてロードレースの申込書などは、部門別の表彰を行うことから男女の表示を残しているものもございます。庁内におきまして検討し、教育委員会においては図書館に関する規則から削除することは支障が無いと判断したことから、今回の規則改正を議案とさせていただきます。

大橋委員

教育委員会関係は図書館に関する1件ですが、市全体では、かなりの部署で同様な訂正があるのですか。

事務局長

数は不明ですが、主に申請書関係を中心に多数あると思います。

教育長

他に質疑・討論はございませんか。

なければ質疑・討論を終結いたします。

続いて採決を行います。

日程第6議第4号土岐市図書館運営規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

委員一同

異議なし

教育長

ご異議がないようですので、議第4号議案については、原案のとおり可決することに決しました。

次に日程第7報第1号令和元年度土岐市教育文化賞の授与について、事務局の報告をお願いします。

長谷川教育次長

《資料にて説明》

教育長

これより質疑・討論を行います。

質疑・討論はございませんか。

加藤委員

確認事項の4ですが、初めて県一位の表彰を受けた学校というのは、その学校が初めてという理解でよろしいですか。

教育次長

その通りです。市内で初めて表彰を受ける学校でなく、その学校が初めて表彰を受けた時に授与するものです。何度も続けて受けた時は別の形で表彰しております。

教育長

他に質疑・討論はございませんか。

なければ質疑・討論を終結いたします。

では、日程第7報第1号令和元年度土岐市教育文化賞の授与についてはご承知おきいただきますようお願いいたします。

教育長

次に、日程第8教育長報告をいたします。

《教育長報告》

これを持ちまして私からの報告といたします。

これで、本日の日程全部を終了しました。

これをもって、令和2年第1回土岐市教育委員会定例会を閉会します。

閉 会 午後15時55分